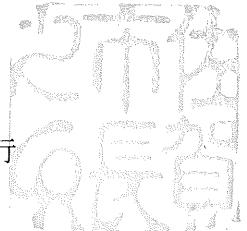


## 諮詢書

佐市資産第 447 号  
平成 25 年 7 月 26 日

佐賀市個人情報保護審査会  
会長 村上英明様

佐賀市長秀島敏行



佐賀市個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記のとおり貴審査会の意見を求める。

### 記

#### 1. 賒問内容

固定資産税納税通知書の送付先等情報の外部提供について

#### 2. 個人情報外部提供先

佐賀地方法務局

#### 3. 外部提供を行う保有個人情報の内容

固定資産税納税義務者宛の通知によっても連絡がつかない土地に係る以下の情報

- ① 固定資産税納税通知書の送付先となっている者の氏名及び住所
- ② 納税管理人の氏名及び住所
- ③ 納税義務者の相続人代表者の氏名及び住所

#### 4. 外部提供の目的

不動産登記法第 14 条第 1 項地図（以下「法第 14 条地図」という。）作成に関して土地の所有者又は相続人に対する通知等を行う際に利用するため。

#### 5. 外部提供の必要性及び効果

法務局には、登記記録（登記簿）に対応する土地の位置及び形状を明確にするために、地図が備えられているが、現在、法務局に備え付けられている地図のうち一部は、明治時代に作成された精度の低い地図（以下「公図」という。）であるため、土地の位置及び形状が現地と大きく相違しているのが現状である。

このような地区においては、家屋の新增築等の際に融資を受けたり、土地を売買する際、公図と現地との形状の齟齬が著しいと認められるときには、地図訂正等の是正措置が必要な場合があり、その場合には隣接地所有者の立会い等に多大の時間を要するうえ、地権者に多額の費用負担が生じるなど、円滑な不動産取引の阻害要因となっ

ている。

そこで、国（法務局）では、そのような地区について、公図や地積測量図等の資料を基にして、土地一筆ごとの境界を確認し、正確で精度の高い法第14条地図を作成する事業を実施してきており、本市内では平成24、25の二ヵ年度においては西与賀町大字厘外及び本庄町大字本庄地区について実施し、平成25、26の二ヵ年度においては下田町及び八戸二丁目について実施しているところであり、今後も順次実施する予定となっている。

この事業に際して、佐賀地方法務局は、境界確認への立会いに関する通知を土地所有者に対し郵送しているが、土地所有者の死亡後に相続登記がなされていない、土地所有者の住所変更がなされていないなどの理由で、約2割の通知が宛名不明等で返戻されている状況である。そのような境界確認立会いが得られない土地については境界が確定できない筆界未定地となるため、事業の充分な成果が得られないこととなる。

このため、より多くの関係人に通知を行うことを目的とし、平成22年4月の個人情報保護審査会において、「納税義務者の氏名及び住所」を佐賀地方法務局へ外部提供することについて諮詢を行い、その結果、適当であるとの答申がなされたことから、以来、当該個人情報を提供してきた。

しかしながら、納税義務者の情報だけでは連絡が取れない事例も発生していることから、そのような事例に係る土地については、納税義務者のほかに登録されている送付先等の情報（上記3．の①、②又は③）を得ることができれば、さらに事業の効率化が期待できることとなる。

結果的に、この外部提供により、当該土地の所有者、相続人等自身の利益にもつながるほか、固定資産税の適正な課税にもつながり、さらには土地に関連する各種行政の実施の際の利益につながるものと思われる。

## 6. 外部提供開始日

平成25年8月上旬（答申後）

# お知らせ

土地所有者・居住者の皆様へ

- 佐賀市西与賀町大字厘外、本庄町大字本庄（一部）地区の「地図」を正しく作り替えます。  
佐賀地方法務局では、平成24年度及び平成25年度の2か年計画で、佐賀市西与賀町大字厘外、本庄町大字本庄の一部地区で新たに正確な地図を作成する事業を実施します。
- つきましては、この事業を進めることについて、趣旨を御理解いただき、御協力くださいますようお願い申し上げます。

## ○ 正しい地図を必要とする理由

法務局には、「登記記録」（登記簿）を備え付けていますが、この登記記録だけでは皆様の所有する土地の位置や形状が分からなかったため、これを明確にしておく必要から、地図を備え付けています。

しかし、現在、法務局に備え付けられている皆様の地域の地図は、「公図」と呼ばれるもので、明治期に作成されたものを利用しているため、精度が低く、現地における土地の位置や形状が必ずしも地図に正確に反映されていません。

このような状況においては、例えば、建物の新築や土地の売買の際に支障をきたし、又は、融資が受けられないなどの弊害が生じるおそれがあります。

そこで、佐賀地方法務局では、これらの問題を解消するため、公図や地積測量図などの資料を基に土地一筆ごとに境界を確認し、「不動産登記法第14条第1項」による精度の高い地図を作成することとしました。

別紙

平成24年 月

佐賀地方法務局

- 地図作成作業のあらまし（地図ができるまで）  
地図を作成するために、計画機関として佐賀地方法務局が、作業実施機関として作業受託業者がそれぞれ担当し、次のような作業を行います。
  - ・土地所有者への説明会等（別紙の①をご覧ください。）
  - ・基準点設置（別紙の②をご覧ください。）
  - ・一筆地調査（別紙の③をご覧ください。）
  - ・一筆地測量（別紙の④をご覧ください。）
  - ・成果の閲覧・確認（別紙の⑤をご覧ください。）
  - ・地図の作成・職権登記
- 地図は、縮尺500分の1で作成され、地積測量図と併せて佐賀地方法務局登記部門に備え付けられますので、以後、誰でも閲覧や写しの交付請求をすることができます（有料）。また、調査の成果に基づき、地目や地積が登記記録と一致しない土地については、登記官が職権で変更します。
- 皆様にお願いすること  
1 一筆ごとに境界の確認をしますので、所有者の方々に立会いをお願いします。
- 2 境界標識や道、水路上の標識あるいは道と民地との境界にあるプレートなどは、いずれも測量の基本となるものですから保存に御協力をお願いします。
- 3 調査や測量の際には、道路上に測量器具を設置し、あるいは皆様の土地に立ち入らせていただきますので、御了承願います。

○ 作業に関するお問い合わせ先  
佐賀市城内二丁目10番20号 佐賀地方法務局 登記部門  
電話(0952)26-2184 地図整備室 松尾

# 地図ができるまで(あらまし)

別紙

## 佐賀地方法務局



何かご不明な点がありましたら、担当者へお尋ねください。

佐賀地方法務局 登記部門 地図整備室 担当 西久保  
佐賀市城内二丁目10番20号 電話(0952)26-2184

様式第5号（第5条関係）

個人情報外部提供申請書

平成25年 6月10日

佐賀市長 秀 島 敏 行 様

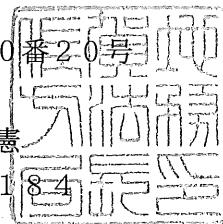
申請者 郵便番号 840-0041

住 所 佐賀市城内二丁目10番2-6

氏 名 佐賀地方法務局

局長 古門照憲

電話番号 0952-26-2184



保有個人情報の外部提供を受けたいので、市長が取り扱う個人情報の保護に関する規則第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

|             |   |
|-------------|---|
| 個人情報取扱事務の名称 | 法務省不動産登記法第14条第1項地図作成作業  |
| 保有個人情報の内容   | 固定資産税納税義務者宛ての通知によっても連絡がつかない土地に係る以下の情報<br>①固定資産税納税通知書の送付先となっている者の氏名及び住所<br>②納税管理人の氏名及び住所<br>③納税義務者の相続人代表者の氏名及び住所 |
| 利用目的        | 土地所有者又は相続人に対して、当該作業関係の通知を行うことを目的とする。  |
| 利用区分        | <input checked="" type="checkbox"/> 電子計算機処理に係る保有個人情報<br><input type="checkbox"/> 手作業処理に係る保有個人情報                 |
| 管理方法        | 秘密保持、目的外の使用禁止、外部への提供禁止等、情報の漏洩事故がないように佐賀地方法務局登記部門で適切な管理を行う。また提供された個人情報データについては、作業完了後速やかに市へ返却する。                  |
| 利用期間        | 平成25年8月上旬～  |